

第26回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な事業所

使用人の状況

主要な借入先及び借入額

その他企業集団の現況に関する重要な事項

新株予約権等の状況

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社アドバンスト・メディア

直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第23期 (2020年3月期)	第24期 (2021年3月期)	第25期 (2022年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(千円)	4,747,341	4,431,512	4,461,103	5,180,063
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	692,010	623,862	448,318	867,799
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益		37円87銭	34円06銭	24円40銭	52円08銭
総資産	(千円)	11,686,301	12,614,520	13,172,611	14,828,392
純資産	(千円)	10,471,918	11,523,528	11,720,772	9,707,792

② 当社の財産及び損益の状況

		第23期 (2020年3月期)	第24期 (2021年3月期)	第25期 (2022年3月期)	第26期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(千円)	4,038,349	4,158,017	4,330,219	5,043,084
当期純利益	(千円)	792,623	607,816	519,853	845,718
1株当たり当期純利益		43円38銭	33円19銭	28円29銭	50円75銭
総資産	(千円)	11,319,947	12,525,412	13,150,417	14,779,834
純資産	(千円)	10,460,622	11,470,167	11,739,089	9,704,920

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ①AmiVoice®を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」
- ②AmiVoice®を組み込んだアプリケーション商品をライセンス販売する「プロダクト事業」
- ③企業内のユーザーや一般消費者へAmiVoice®をサービス利用の形で提供する「サービス事業」

主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都豊島区
大阪支社	大阪府大阪市中央区

② 子会社

AMIVOICE THAI CO., LTD.	本社：Bangkok, Thailand
株式会社速記センターつくば	本社：茨城県取手市

使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
241 (35) 名	4 (3) 名増 (増)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
213 (24) 名	7 (5) 名増 (増)	38.2歳	7.18年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

① 当社

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,715百万円
株式会社みずほ銀行	857百万円
株式会社三井住友銀行	450百万円

② 子会社

該当事項はありません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項

名称	株式会社アドバンスト・メディア 第5回新株予約権
発行決議日	2019年6月26日
新株予約権の数	970個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式97,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり132,400円 (1株当たり1,324円)
権利行使期間	2021年7月25日から 2024年7月24日まで
行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
交付された者の人数	当社使用人 167人

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役の全員は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償及び争訟費用等を当該保険により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新をしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

取締役松室哲生氏は、株式会社オルムスタンの代表取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

監査役佐藤香代氏は、法律事務所たいとうの代表を兼職しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 松 室 哲 生	15	93.75	－	－
取締役 品 川 道 久	15	93.75	－	－
監査役 小 林 一 元	16	100.00	12	100.00
監査役 向 川 寿 人	15	93.75	11	91.67
監査役 佐 藤 香 代	15	93.75	12	100.00

・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役松室哲生氏及び品川道久氏は、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を活かした経営に関する発言及び助言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外監査役小林一元氏は、取締役会において、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。また、監査役会において、監査活動報告及び各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換及び重要事項についての協議を行っております。

社外監査役向川寿人氏は、取締役会において、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言及び提言を行っております。また、監査役会において、監査活動報告及び各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換及び重要事項についての協議を行っております。

社外監査役佐藤香代氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	報酬額 (千円)
会計監査人としての報酬等の額	22,166
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,166

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、取締役その他社内関係部署の意見も聴取した上で、相当と判断し、同意をしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるAMIVOICE THAI CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の、外国において公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス規程を定め、単なる法令順守にとどまらず、法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針とし実践する。

取締役は、コンプライアンス担当役員を中心に当社および関係会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令順守の浸透に努める。

コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス担当役員のもとでコンプライアンス体制の整備を行うとともに、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を当社子会社も含めた全役職員に実施し周知徹底を図る。

コンプライアンス経営の強化に資することを目的として制定した公益通報者保護法に基づく規程により、当社グループの組織的又は個人的な法令違反行為等を適切に処理する体制構築と周知を図る。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、適切に保存ならびに管理を行う。また、必要に応じて外部保管機関の利用なども視野に入れ、より安全かつ効率的な保存方法と保存期間を設定する。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置する。

リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会は直ちに報告すべき重要情報の基準および開示基準を審議する。

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、利益相反取引、子会社および関係会社との重要な取引等、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会の決議を要する。

代表取締役、コンプライアンスおよびリスク管理担当役員は、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行う。

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、適宜、臨時に開催し、法令、定款および社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理および監査等を行う。

各取締役は役員規程および業務分掌規程等に基づき業務を執行し、随時、必要な決定を行う。また、当社グループの業務執行の効率性を高めるため、必要に応じて権限体系および決裁方法を見直し、当社子会社に当社の職務執行体制に準拠した体制を構築させる。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社ごとに管理担当責任者を選任し、管理担当責任者は、関係会社管理規程に基づき、適宜、当社への決裁および報告を行う。また、当社グループは、定期的に当社グループ間の個別の会議や報告会を開催し、当社への報告を行う。さらに、当社は、当社の各担当部署および当社子会社が内部統制システムを整備するよう指導し、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人については、取締役からの独立性を十分に確保する。当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、内部規程に沿って監査役の指揮命令に従うよう周知徹底を行うものとする。

⑦ 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の会議において業務執行状況の報告を行う。当社グループの役職員は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼし、又は発生する恐れがあるときおよび職務遂行に関する法令違反又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告することとする。また、監査役に報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、不利益な取扱いを受けないよう、公益通報者保護法に基づく規程に基づき通報者等の保護を図ることとし、その旨を当社グループに周知徹底する。

監査役は、必要に応じて当社グループの役職員に対し業務執行に関する事項について報告を求めることができ、当社グループの役職員は、監査役から報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会の監査計画に基づき、監査が効率的かつ実効的に行えるよう、各部署の協力体制と内部監査部門との連携体制を構築する。

監査役会は、監査の実施のために必要なときは、自らの判断により外部の専門家を活用することができる。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算措置を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は上記体制および基本方針を社内に周知させるとともに、同体制および基本方針に基づき、当社および子会社の内部統制システムに関連する社内規程を整備し、運用しております。

コンプライアンスについては、役職員に対し全社ミーティング、eラーニングや個別の研修を通じ、啓蒙を行っております。

リスク管理については、リスク管理規程に基づき、四半期毎には取締役社長を中心とするリスク管理委員会を開催し、定期的にリスクの検証を行っております。

内部監査部門は年間の監査計画に基づき、当社および子会社の各業務プロセスの評価・分析を行い、その結果を取締役および監査役に報告しております。

取締役は業務執行の効率性を高めるべく、社内規程の見直し等に取り組みました。また、取締役と監査役会は、取締役会に加え随時ミーティング等を行っており、頻繁に情報交換を行っているほか、内部監査部門、会計監査人とも適宜連携が図れる体制となっております。

会社の支配に関する基本方針

当社は企業価値および株主価値を向上させ、市場から適正な評価を頂くことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,634,307
現金及び預金	7,755,655
受取手形及び売掛金	945,464
金銭の信託	200,000
電子記録債権	21,597
商品及び製品	66,250
仕掛品	6,648
原材料及び貯蔵品	50,952
未収入金	16,901
預け金	48,989
その他	522,516
貸倒引当金	△671
固定資産	5,194,084
有形固定資産	278,372
建物	187,756
その他	90,616
無形固定資産	630,838
ソフトウェア	549,512
ソフトウェア仮勘定	81,210
その他	115
投資その他の資産	4,284,873
投資有価証券	2,105,488
敷金及び保証金	205,405
長期前払費用	476,969
金銭の信託	956,950
繰延税金資産	218,953
その他	333,461
貸倒引当金	△12,355
資産合計	14,828,392

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,362,729
買掛金	66,761
未払金	117,435
未払法人税等	217,873
前受金	1,027,918
1年内返済予定の長期借入金	768,480
賞与引当金	25,081
その他	139,178
固定負債	2,757,870
長期借入金	2,680,160
資産除去債務	77,710
負債合計	5,120,600
純資産の部	
株主資本	10,028,536
資本金	6,930,315
資本剰余金	5,727,668
利益剰余金	161,689
自己株式	△2,791,137
その他の包括利益累計額	△360,487
その他有価証券評価差額金	△364,982
為替換算調整勘定	4,494
新株予約権	39,743
純資産合計	9,707,792
負債純資産合計	14,828,392

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,180,063
売上原価		1,318,440
売上総利益		3,861,622
販売費及び一般管理費		2,780,866
営業利益		1,080,756
営業外収益		
受取利息	4,674	
受取配当金	19,613	
為替差益	11,434	
投資事業組合運用益	16,038	
雑収入	3,954	55,717
営業外費用		
支払利息	6,815	
支払手数料	5,296	
雑損失	2,723	14,835
経常利益		1,121,637
特別利益		
投資有価証券売却益	13,277	
新株予約権戻入益	2,424	
債務保証損失引当金戻入額	19,500	35,201
特別損失		
固定資産除却損	902	
関係会社清算損	37	940
税金等調整前当期純利益		1,155,898
法人税、住民税及び事業税	319,717	
法人税等調整額	△31,618	288,098
当期純利益		867,799
親会社株主に帰属する当期純利益		867,799

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	6,930,315	6,077,681	△1,052,830	△226	11,954,940
当連結会計年度変動額					
譲渡制限付株式報酬		△3,908		51,488	47,580
欠 損 填 補		△346,720	346,720		－
親会社株主に帰属する当期純利益			867,799		867,799
自 己 株 式 の 取 得				△2,843,064	△2,843,064
自 己 株 式 の 処 分		615		664	1,280
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△350,013	1,214,520	△2,790,911	△1,926,404
当連結会計年度末残高	6,930,315	5,727,668	161,689	△2,791,137	10,028,536

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△282,076	5,387	△276,689	42,521	11,720,772
当連結会計年度変動額					
譲渡制限付株式報酬					47,580
欠 損 填 補					－
親会社株主に帰属する当期純利益					867,799
自 己 株 式 の 取 得					△2,843,064
自 己 株 式 の 処 分					1,280
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△82,905	△892	△83,798	△2,777	△86,575
当連結会計年度変動額合計	△82,905	△892	△83,798	△2,777	△2,012,980
当連結会計年度末残高	△364,982	4,494	△360,487	39,743	9,707,792

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	AMIVOICE THAI CO., LTD. 株式会社速記センターつくば

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合同規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

イ.商品、製品および原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ロ.仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8～18年、その他（工具、器具及び備品）が2～15年であります。

2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

収益獲得目的のもの 3年

費用削減目的のもの 5年

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間3年に基づく均等配分額のいずれか大きい額としております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、音声認識技術AmiVoice[®]を核とした事業を展開しております。その事業内容は、①AmiVoice[®]を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」、②AmiVoice[®]を組み込んだアプリケーション商品をライセンス販売する「プロダクト事業」、③企業内のユーザーや一般消費者へAmiVoice[®]をサービス利用の形で提供する「サービス事業」の3つであります。

なお、音声事業の単一セグメントは、既存コアビジネスをBSR1（第一の成長エンジン）、新規ビジネスの創生、M&A、海外事業をBSR2（第二の成長エンジン）と定義し、8つのプロフィットユニットで構成されております。

第一の成長エンジン（既存コアビジネス）は、当社のCTI事業部、VoXT事業部、医療事業部、SDX事業部の4つのプロフィットユニットで構成をしております。

第二の成長エンジン（新規ビジネスの創生、M&A、海外事業）は、当社の海外事業部、ビジネス開発センター及び連結子会社のAMIVOICE THAI CO., LTD.（タイ王国）、株式会社速記センターつくばの4つのプロフィットユニットで構成をしております。

主要事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- 1) ソリューション事業 音声認識ソリューションの企画、設計、開発については、顧客へ納入後、検収時点で、履行義務が充足されていると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。
- 2) プロダクト事業 アプリケーション商品のライセンス販売については、顧客への引渡し時点で、履行義務が充足されていると判断していることから、引渡し時点で収益を認識しております。
- 3) サービス事業 音声認識サービスの提供については、契約内容に従い、利用に応じて、又は一定期間にわたり均等に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	9,065千円
売掛金	936,399千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 347,740千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額13,134千円が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、注記事項「9. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 18,392,724株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 株主総会	普通株式	利益剰余金	247百万円	16円	2023年3月31日	2023年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 78,700株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画および研究開発計画に照らして、必要な資金を株式の発行及び借入により調達しております。一時的な余資については資産運用規程に従い、安全性を最優先に金融商品を選定し運用しております。

営業債権にかかる信用リスクは、与信管理規程に従い、経営推進本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に株式および投資事業有限責任組合の組合持分であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、経理規程に従い職務権限に基づいた管理者の下、信用リスクを把握したうえで管理・運用しております。また定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「金銭の信託（流動）」「預け金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 受取手形及び売掛金	944,793千円	944,793千円	—
(2) 電子記録債権	21,597千円	21,597千円	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,011,091千円	2,011,091千円	—
(4) 敷金及び保証金	205,405千円	205,405千円	—
(5) 金銭の信託（固定）	956,950千円	956,950千円	—
(6) 買掛金	(66,761千円)	(66,761千円)	—
(7) 未払金	(117,435千円)	(117,435千円)	—
(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	(3,448,640千円)	(3,448,640千円)	—

(※) 負債に計上しているものについては、() で表示しております。

(注) 市場価格の無い株式等

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
其他有価証券	
非上場株式	0千円
投資事業組合出資	94,397千円

これについては、(2) の表の投資有価証券には、含めておりません。

投資事業組合出資は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	2,011,091千円	-	-	2,011,091千円
金銭の信託（固定）	-	956,950千円	-	956,950千円
資産計	2,011,091千円	956,950千円	-	2,968,041千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

金銭の信託（固定）

取引金融機関から提示された、当該金銭の信託の信託財産である有価証券の価格に基づき時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 受取手形及び売掛金	-	944,793千円	-	944,793千円
(2) 電子記録債権	-	21,597千円	-	21,597千円
(3) 敷金及び保証金	-	205,405千円	-	205,405千円
資産計	-	1,171,797千円	-	1,171,797千円
(4) 買掛金	-	66,761千円	-	66,761千円
(5) 未払金	-	117,435千円	-	117,435千円
(6) 長期借入金 （1年内返済予定長期借入金を含む）	-	3,448,640千円	-	3,448,640千円
負債計	-	3,632,837千円	-	3,632,837千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを期末から返還までの見積り期間に基づき国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュフローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、金利が一定期間ごとに更改される変動金利条件となっているため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	77,551千円
時の経過による調整額	159千円
期末残高	<u>77,710千円</u>

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	売上高
BSR1 (第一の成長エンジン)	
CTI事業部	2,279,676千円
VoXT事業部	914,722千円
医療事業部	688,733千円
SDX事業部	624,868千円
BSR2 (第二の成長エンジン)	
海外事業部	40,623千円
ビジネス開発センター	469,043千円
AMIVOICE THAI CO., LTD.	56,233千円
株式会社速記センターつくば	106,160千円
顧客との契約から生じる収益	5,180,063千円
その他の収益	-
外部顧客への売上	5,180,063千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引き渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の前受金に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は557,902千円でありま
す。

契約負債	当連結会計年度
期首残高	774,472千円
期末残高	<u>1,027,918千円</u>

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、ライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において1,396,004千円であります。当該履行義務については、そのほとんどが期末日後履行義務の充足につれて1年内から3年の間に収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	625円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	52円08銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,549,804
現金及び預金	7,727,637
受取手形	650
売掛金	911,603
金銭の信託	200,000
電子記録債権	21,597
商品及び製品	66,250
仕掛品	2,366
原材料及び貯蔵品	50,952
前払費用	514,512
未収入金	12,511
預け金	48,989
その他	9,162
貸倒引当金	△16,431
固定資産	5,230,030
有形固定資産	277,897
建物	187,756
その他	90,140
無形固定資産	630,602
ソフトウェア	549,392
ソフトウェア仮勘定	81,210
投資その他の資産	4,321,530
投資有価証券	2,105,488
関係会社株式	40,000
長期貸付金	109,105
敷金及び保証金	202,352
長期前払費用	476,679
金銭の信託	956,950
繰延税金資産	218,953
その他	313,920
貸倒引当金	△101,919
資産合計	14,779,834

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,317,043
買掛金	61,374
未払金	98,515
未払費用	28,815
未払法人税等	213,754
前受金	1,022,398
預り金	16,423
1年内返済予定の長期借入金	768,480
賞与引当金	25,081
その他	82,199
固定負債	2,757,870
長期借入金	2,680,160
資産除去債務	77,710
負債合計	5,074,913
純資産の部	
株主資本	10,030,159
資本金	6,930,315
資本剰余金	5,045,262
その他資本剰余金	5,045,262
利益剰余金	845,718
その他利益剰余金	845,718
繰越利益剰余金	845,718
自己株式	△2,791,137
評価・換算差額等	△364,982
その他有価証券評価差額金	△364,982
新株予約権	39,743
純資産合計	9,704,920
負債純資産合計	14,779,834

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,043,084
売上原価		1,259,474
売上総利益		3,783,609
販売費及び一般管理費		2,640,347
営業利益		1,143,261
営業外収益		
受取利息	3,600	
有価証券利息	1,916	
受取配当金	19,613	
為替差益	10,837	
投資事業組合運用益	16,038	
雑収入	8,780	60,787
営業外費用		
支払利息	6,815	
貸倒引当金繰入額	95,472	
支払手数料	5,296	
雑損失	2,723	110,308
経常利益		1,093,740
特別利益		
投資有価証券売却益	13,277	
新株予約権戻入額	2,424	
債務保証損失引当金戻入額	19,500	35,201
特別損失		
固定資産除却損	902	
関係会社清算損	37	940
税引前当期純利益		1,128,001
法人税、住民税及び事業税	313,902	
法人税等調整額	△31,618	282,283
当期純利益		845,718

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	6,930,315	5,395,275	-	5,395,275	△346,720	△346,720	△226	11,978,645
当期変動額								
準備金から剰余金への振替		△5,395,275	5,395,275	-				-
欠損填補			△346,720	△346,720	346,720	346,720		-
譲渡制限付株式報酬			△3,908	△3,908			51,488	47,580
当期純利益					845,718	845,718		845,718
自己株式の取得							△2,843,064	△2,843,064
自己株式の処分			615	615			664	1,280
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	△5,395,275	5,045,262	△350,013	1,192,438	1,192,438	△2,790,911	△1,948,485
当期末残高	6,930,315	-	5,045,262	5,045,262	845,718	845,718	△2,791,137	10,030,159

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△282,076	△282,076	42,521	11,739,089
当期変動額				
準備金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
譲渡制限付株式報酬				47,580
当期純利益				845,718
自己株式の取得				△2,843,064
自己株式の処分				1,280
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△82,905	△82,905	△2,777	△85,683
当期変動額合計	△82,905	△82,905	△2,777	△2,034,169
当期末残高	△364,982	△364,982	39,743	9,704,920

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

イ.市場価格のない株式等以外もの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ.市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を「営業外損益」へ純額で取り込む方法によっております。

2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

① 商品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8～18年、その他（工具、器具及び備品）が2～15年であります。

② 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

収益獲得目的のもの 3年

費用削減目的のもの 5年

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間3年に基づく均等配分額のいずれか大きい額としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して必要額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、音声認識技術AmiVoice[®]を核とした事業を展開しております。その事業内容は、①AmiVoice[®]を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」、②AmiVoice[®]を組み込んだアプリケーション商品をライセンス販売する「プロダクト事業」、③企業内のユーザーや一般消費者へAmiVoice[®]をサービス利用の形で提供する「サービス事業」の3つであります。

なお、音声事業の単一セグメントは、既存コアビジネスをBSR1（第一の成長エンジン）、新規ビジネスの創生、M&A、海外事業をBSR2（第二の成長エンジン）と定義し、6つのプロフィットユニットで構成されております。

第一の成長エンジン（既存コアビジネス）は、CTI事業部、VoXT事業部、医療事業部、SDX事業部の4つのプロフィットユニットで構成をしております。

第二の成長エンジン（新規ビジネスの創生、M&A、海外事業）は、海外事業部、ビジネス開発センターの2つのプロフィットユニットで構成をしております。

主要事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

1) ソリューション事業

音声認識ソリューションの企画、設計、開発については、顧客へ納入後、検収時点で、履行義務が充足されていると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。

2) プロダクト事業

アプリケーション商品のライセンス販売については、顧客への引渡し時点で、履行義務が充足されていると判断していることから、引渡し時点で収益を認識しております。

3) サービス事業

音声認識サービスの提供については、契約内容に従い、利用に応じて、又は一定期間にわたり均等に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 295,349千円 |
|--------------------|-----------|
- 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額1,072千円が含まれております。
- | | |
|---------------------------------|----------|
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 19,599千円 |
| ② 長期金銭債権 | 89,564千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 13,174千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 25,415千円 |
| 売上原価 | 9,701千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 240千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 6,117千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および数

普通株式 2,939,433株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,262千円
関係会社株式	23,142
投資有価証券	73,303
賞与引当金	7,680
資産除去債務	23,795
未払事業税	18,244
その他有価証券評価差額金	161,080
その他	60,365
繰延税金資産 小計	372,873
評価性引当額	△135,265
繰延税金資産 合計	237,608千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△18,654
繰延税金負債 合計	△18,654
繰延税金資産の純額	218,953千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	625円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円75銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社アドバンスト・メディア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 加藤大佑
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 梶原大輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社アドバンスト・メディア
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 加藤大佑
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 梶原大輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査役会活動計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び重要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人アヴァンティアから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社アドバンスト・メディア 監査役会

常勤監査役(社外監査役) **小林 一元** ㊟

監査役(社外監査役) **向川 寿人** ㊟

監査役(社外監査役) **佐藤 香代** ㊟

以 上